事務所だより

Vol.49
WINTER 2020

編集・発行：山口法律会計事務所
〒530-0047 大阪市北区西天満１丁目７番20号 JIN·ORIX ビル６階
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律．税務共通 06-6361-0096
ホームページ http://yamaguchi-law.jp E-mail:office@yamaguchi-law.jp
(2020年1月1日発行)

二〇二〇年 一月一日

弁護士 山口健一
弁護士 斉藤真行
弁護士 山口昌之
弁護士 東尚吾
弁護士 藤原智絵
弁護士 枝川直美
弁護士 中西翔太郎
税理士 山口裕之
事務局一同

新年のごあいさつを申し上げます

今年の夏、東京オリンピックが開催されます。多くの予算、人がつぎ込まれています。「復興五輪」などと呼ばれ、福島の汚染水は完全にコントロールされているとか、夏の東京は温暖だとか、現実とはかけ離れている売り込みで、開催にこぎ着けました。その結果、東日本大震災の復興は、東京オリンピックにかき消されてしまいました。

一方で。「公文書また消えた」といわれる事態が起こっています。首相主催の「桜を見る会」の資料を国会議員が資料請求したその日に、一枚残らずすべてシュレッダーにかけたというのです。最近は、疑惑が表面化すると、焦点の文書は「破棄した」ことになります。イラクの日報も、森友学園や加計学園の記録も破棄されたことになっていたのに、後で発見されたり、公文書が改竄されたり。

歴史の検証のために公文書はきちんと残す、そんな民主主義の基本を、都合が悪いからと破棄する政治の在り方は、歴史に学ぶという基本を忘れた暴挙です。

政治の劣化を、一日も早く正さなければなりません。

【日本国憲法 第15条2項】
すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

警察で取調べを受けることになったら

弁護士　山口　健一

みなさんが、警察で取調べを受けることになったら、一人で警察に行くことになるのが普通です。

それが、参考人とか、事情をちょっと聞かせてほしいという場合でも、警察は弁護士の立会いを、多くの場合は認めていません。

しかし、世界に目を向けてみると、参考人とか、身体拘束をされていない任意の場合でも、逮捕や勾留によって身体拘束されている場合でも、取調べには、弁護士が立ち会っています。

日産ゴーン事件が起こったとき、ゴーン氏は、取調べに弁護人の立ち会いを求め、また、長期間の拘束が問題になりました。

日弁連は、弁護人の取調べへの立ち会いが、世界各国ではどうなっているのか、調査に行きました。行き先は、アメリカ、フランス、ドイツ、ベルギー、韓国、台湾など。

フランスや、ドイツ、イギリスなどのヨーロッパの国々では、被疑者が、取調べに弁護人の立ち会いを求めた場合、警察は弁護人に連絡し、弁護人が到着するまで一定の時間取調べをしないとか、そもそも、取調べをしないという制度になっています。

アメリカでは、被疑者が「弁護士が立ち会わなければ取調べに応じない」と宣言すれば、それ以降は取調べをしないことになっています。このような制度は、欧米だけではありません。お隣の韓国や、台湾でも取調べには、弁護士が立ち会っています。

警察から取調べを受けたとき、私たちは、話したくないことは話さなくてもいいし、ずっと黙秘をしていることもできます。これは憲法に明記された最も基本的な権利です。

しかし実際の取調べになると、警察は、取調べのプロ。いつの間にか、話したくないことを話すように迫られたり、話したことと違う内容の書類（調書）が作られたりします。いったん出来上がった調書は、そのまま裁判の証拠になってしまいます。

警察の取調べのときに、「聞かれたことにどう話したらいいんだろう」とか「自分の言い分をきちんと説明するには、どう話したらいいんだろう」と誰もが悩みます。

ましてや警察に呼ばれることなど、一生の間に何回もありませんので、それだけでパニックになってしまいます。

そんなとき、取調べの席に、弁護士がいてくれたら、どんなに心強いかわかりません。

厚労省事件で逮捕、起訴された村木さんは、取調べを称して、「まるでボクシングのリングに一人で上げられて、レフェリーもセコンドもいないなかで、プロのボクサーと闘わされているようだった」と述懐されていました。

昨年10月に開催された日弁連の人権大会（日弁連の人権に関する最大の行事、全国から1500人以上の弁護士が参加する）のシンポジウムでは、韓国から弁護士の方に来てもらい、韓国での弁護人の立ち会いの実態を報告してもらいましたが、改めて日本でも早く実現すべきだと強く感じました。

日弁連は今、この「弁護人の取調べへの立ち会い」を日本でも実現させようと運動を始めています。日弁連では「弁護人の取調べへの立ち会い」を求めて、法律の改正を求めることを決議しました。

子どものために会うということⅡ

～柔らかい心を押しつぶさないために～

弁護士 藤原 智絵

疲れてしまった子の心

忘れられない調停があります。その父親と子どもは、母親立会いのもとで約2年にわたり直接面会を続けていました。場所はいつも同じプレイルーム。母親はずっとそばで見ており、子どもも母親の顔を気にしながら過ごしていました。しかし、ふとしたことで子どもの前で喧嘩をしてしまった2人。その日以来、面会が中断し、やむなく調停を申し立てました。争点は、断絶した面会をどう再開するか。裁判所の調査もなされ、当初は非協力的であった母親も、調停では父親に会わせようと子どもの背中を押しました。

ところが、調停で決めた面会日時を告げた時、子どもが発した言葉。「いや、勝手に決めないで。」

長年の両親の葛藤を目にし続け、子どもの心が疲れ果て、固く閉ざされてしまったことを示していました。その後、さまざまな手を尽くし、手紙のやりとりはできたものの、残念ながら直接面会が実現することはありませんでした。

目指すべき子の利益とは

面会交流の目的、それは「子の利益」を最善にすることです。子どもと同居していない親との愛着関係を維持・発展させ、子どもが自尊心を持ち、健全な成長がとげられるよう、両親で支えることです。親の会いたい気持ちを満足させるためだけであったり、養育費を払わせる手段として捉えたりなど、親のための面会交流になることは避けなければなりません。

「子の利益」は、子どもの意思を踏まえて判断する必要があります。多くの場合、子どもにはどちらの親も大切な存在です。ただでさえ別居や離婚により不安定になるなか、面会の場で親同士の葛藤を目の当たりにすれば傷つくことは容易に想像できます。面会前後の様子、発する言葉や当時の状況を踏まえ、子どもの意思を考え抜く。次にどう動けば子どもの心がつながっていくか、私たち弁護士も、心理学、社会学、教育学などの人間科学を踏まえて対応することが大切だと考えます。

親子の自然なつながりを見据えて

最近、乳児を連れて別居した母親から、依頼者である父親に対し、「父親と分かっていない赤ちゃんと面会しても、意味がないのではないですか」と言われ、唖然としたことがありました。乳児の愛着対象に対する知覚は大人が考える以上に鋭く、自分との距離を敏感に測り、安心して愛着形成できる存在かを判断しています。抱っこ、ミルク、おむつ替え、絵本の読み聞かせ、父親にできることはたくさんあります。片親の視点だけから愛着の土台づくりを妨げることは、子の利益に反するともいえます。

葛藤があるなかでも、できる限り自然な親子のつながりをつくれるよう、子どもの心を押しつぶさないよう、面会交流を巡る積極的な活動を行いたいと考えています。

社会復帰を目指して

弁護士　山口　昌之

Aさんとの出会い

私は、国選弁護人として、ある警察署に派遣されました。事前に知らされた被疑事実の罪名は、現住建造物等放火罪で、一人暮らしの男性が自宅を放火したという内容でした。

初めての面会時、Aさんは当時のことを一切覚えておらず、「自分が自宅に火を付けるはずがない。なぜ今捕まっているのかも分からない」ということで、その後も説明は一貫していました。

鑑　定

Aさんは、犯行当時、刑事責任能力（状況を理解して自らの行動を制御する能力）の有無について鑑定が実施されました。その結果、特定の疾患により、犯行時は責任能力がなかったという鑑定結果が出されました。

その結果、Aさんは不起訴処分となりました。

医療観察法

放火などの重大犯罪を犯して不起訴処分となった場合、そのまま無罪放免となるわけではなく、心神喪失者等医療観察法という法律に基づき、強制力をもって医療を受けさせるかどうかの審判が行われます。

この法律の目的は、Aさんのような方について、適切な医療等を受けることにより、病状の改善と再発防止を図り、社会復帰を促進するとされています。

付添人として

医療観察法による審判は、入院処遇、通院処遇、不処置の三種類があります。

Aさんは、一定期間が経過した後は、当時の記憶はよみがえらなかったものの、きちんと話はできるまでに回復していました。私としては、不処置でもいいぐらいに回復していると思いつつ、仮に治療が必要としても通院処遇で十分だと考えていました。

しかし、Aさんは生活保護を受けており、身寄りもなく、自宅が放火で帰れる状態ではなかったため、入院処遇になる可能性もありました。

そこで私は、役所に掛け合い、なんとか審判が出るまでに自宅を確保してもらうよう要請しました。その結果、自宅の確保ができ、最終的には通院処遇の審判が出されました。

社会復帰を目指して

重大犯罪を犯してしまった人のなかには、Aさんのように病気がその原因となっている方もいます。もちろん病気が原因なので、刑務所で服役するのは適切ではないですし、かといって病気を放置するわけにもいきません。そのために医療観察法という法律があり、Aさんのような方でも、きちんとした手続を踏んで、社会復帰をすることができます。

Aさんは、きちんと病気を治して、また社会復帰することを私に約束してくれました。

田園（たぞの）公園を守る

弁護士　東　尚吾

堺市の泉北ニュータウンにある田園公園という公園をご存じでしょうか。「泉ヶ丘プール」というプールや、緑豊かな緑道やグラウンド、広場など8ヘクタールにも及ぶ公園で、長年、地元の住民の間で親しまれてきました。

そんな田園公園について、昨年

ブラック企業をなくそう

パワハラ対策法成立

弁護士 斉藤 真行

パワハラ対策を事業主の義務とする法律が成立し、公布されました。施行は今年6月（中小企業は2年後）です。

求められる対策は

パワハラによって職場の就労環境が害されないように「労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置」を取る義務があります。

具体例としては、パワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発、苦情に対する相談体制の整備、被害を受けた労働者へのケアや再発防止などがありますが、今後規則などで具体例が示されます。顧客の行き過ぎた言動から労働者を守ることも必要でしょう。

相談をした労働者などに対する不利益取扱の禁止

パワハラの被害相談をした労働者や、パワハラの目撃証言をした労働者などに、解雇その他の不利益な取扱をすることが禁じられます。

事業主の努力義務

努力義務として求められること。

①パワハラ防止のための研修の実施やその他必要な配慮をすること。

②事業主自らがパワハラ問題に関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと。

違反したら

労働基準法のような罰則はありませんが、行政機関からの指導・勧告が行われます。

職場のコミュニケーションを円滑にして、働きやすい環境を作りましょう。

10月、堺市が公園区域を大幅に変更し、「泉ヶ丘プール」の廃止だけでなく、そのほかの緑道や広場等を含む公園用地の大部分を縮小する告示を出しました。そして、公園用地縮小により削られた用地部分は、私立大学及びその付属病院の用地として売却されました。

子どもらが遊んだり、犬と散歩したり、花見など四季の移り変わりを楽しんだりとレクリエーション機能を持つだけでなく、災害時の避難場所としても重要な役割を担うなど、公園は、住民にとってかけがえのない貴重な財産です。そうした公園の重要な役割をふまえ、都市公園法第16条は、みだりに都市公園の区域の全部または一部を廃止してはならない、と定めています。

ところが、田園公園の一部廃止は、平成26年7月、堺市や私立大学法人等との間の基本協定で決めたことが出発点で、その協定締結に至るまで、住民に知らされぬまま水面下の交渉が進められていることが明らかとなり、その後も、協定で決めた内容をもとに次々と手続が進められ、用地の売却にまで至ったのです。

地域住民にとっては、寝耳に水の話で、かけがえのない貴重な公園の大部分の廃止について、住民の意見に十分に耳を傾けることなく進めてきた堺市の態度に憤りを覚える方々が多くおられます。

そして、このような堺市の進め方に疑問を感じ、田園公園を守るために地元住民の方々が立ち上がり、原告団として結集し、田園公園の区域変更（一部廃止）処分が違法であるとしてその処分を争う訴訟を大阪地方裁判所に提起し、現在、係争中です。私は、弁護団の一員として関わっていますが、今回の公園廃止は公園そのものを失うことの問題だけでなく、堺市の進め方が、地元住民と協働してまちづくりを行っていくという基本姿勢からも大きく逸脱したものであり、大変問題だと考えています。

皆様も関心をもっていただければ幸いです。

少年事件の付添人活動

弁護士　枝川　直美

今年は、縁があり、少年事件を数件担当しました。現在は、当番付添人制度（身体拘束をされた少年が、一回無料で弁護士と面談相談する機会を提供する制度）がありますし、平成26年6月18日からは、裁量的国選付添人選任対象事件が拡大されたため、弁護士が少年事件に携わる機会が多くなっています。

少年事件の手続きについて

少年事件は、逮捕（逮捕後に勾留される場合もあります）後、原則として全件が家庭裁判所に送致されます。

家庭裁判所に送致された際、少年の身体保全をして調査審判の円滑な進行を確保するとともに、社会調査、行動観察、心身鑑別を行って、適正な審判のための資料を収集するという目的のために、「観護措置」という手続きがとられます。観護措置は、最大28日間とされています。この間、少年は鑑別所に収容され、家庭裁判所調査官との面談や、鑑別技官との面談、心理テスト、知能テスト等を受けます。

観護措置の期間が満了する頃に、審判（非公開）が開かれ、そこで観護措置期間中に収集された資料をもとに少年に対する処分が言い渡されます。

少年法は、成長過程にある少年の更生という観点から、手続が定められています。そのため、成人の事件とは手続が大きく異なっています（私は、20歳未満の少年については、今後もこの手続が適用されるべきだと考えています。今、少年法の適用年齢引き下げの議論がありますが、これには反対です。）。

弁護士の活動

弁護士が、少年と関わるのは、逮捕段階からという場合もありますし、観護措置後からということもあります。観護措置後に少年と関わる場合には、審判まで1か月弱という短い期間しかありません。

その間に、少年との面会を重ねることはもちろんのこと、保護者との面談、家庭裁判所調査官との面談、少年の学校や就労先からの事情聴取を行い、少年の非行の背景を把握し、少年の更生のための環境を整えるよう努めます。被害者への謝罪、示談交渉を行う場合もあります。

このように弁護士としては、時間的に非常にタイトな中でやるべきことが多くあり、そこが付添人として大変なところであり、やりがいでもあります。

少年事件への思い

少年事件に関与すると、その非行の背景に、簡単に解決できない問題が見えてくることも多くあります。少年が更生できる環境を整えるということは、決して簡単なことではありません。付添人として何ができるのかと頭を悩ますことも多くあります。

それでも、付添人として、少年とできるだけ多く面会をして、事件のこと、今後のことを考える機会をつくるとともに、保護者とも話をし、家庭裁判所の調査官とも意見交換を行い、少年の環境を整える努力をしています。私としては、この機会を少年の更生につなげたいという思いをもって、活動しています。

個人版の事業承継税制が創設されました

税理士 山口 裕之

創設の趣旨

日本の個人事業者は、現在約２００万人おり、このうち70％が２０２５年に70歳以上になるという試算がされています。高齢になれば事業を継続・拡大していくことが困難になり、多くの個人事業者が廃業に追い込まれる可能性があります。

そこで、円滑な世代交代を通じた事業の発展が課題となっていることを踏まえ、個人版の事業承継税制が創設されました。

概　要

相続又は贈与により、先代経営者より後継者が事業用の資産を取得し、事業を継続して行う場合、後継者が取得する事業用の資産に係る相続税・贈与税の納税が猶予されます。ただし、後継者が事業を廃止した場合や、青色申告の承認が取り消された場合などは、猶予されていた相続税・贈与税を利子税と合わせて納付する必要があります。

納税猶予となる対象資産

個人事業者の事業（不動産貸付事業などを除く）の用に供されていた次の資産

①土地（面積は４００㎡以下の部分に限る）

②建物（床面積は８００㎡以下の部分に限る）

③減価償却資産（機械、備品など）で青色申告書の貸借対照表に計上されているもの

事業承継計画の提出

個人版の事業承継税制の適用を受けるためには、原則として２０１９年４月１日から２０２４年３月31日までに都道府県に対し、「事業承継計画」を提出しなければなりません。

小規模宅地の減額特例との関係

相続税を計算する際に、先代経営者の事業用の土地について、後継者が事業を引き継ぎ、継続していく場合は、４００㎡以下の部分に限り80％の減額がされる特例があります。

個人版の事業承継税制は、原則として事前の計画書の提出が必要であり、一定の場合を除き、事業を終身にわたり継続する必要があるなど、慎重に検討する必要があります。個人版の事業承継税制と小規模宅地の減額特例との主な違いをまとめます。

個人版の事業承継税制と小規模宅地の減額特例との主な違い

	個人版の事業承継税制	小規模宅地の減額特例
事前の計画書の提出	必要	不要
適用期限	2019年1月から 10年以内	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	土地（400㎡まで） 建物 （床面積800㎡まで） 一定の減価償却資産	土地（400㎡まで）
減額割合	100％（納税猶予）	80％（評価額の減額）
事業の継続	終身	申告期限 （相続開始から 10ヶ月以内）まで

入所のごあいさつ

依頼者の盾となり共に歩みたい

弁護士　中西　翔太郎

はじめまして。昨年12月に司法修習を終え（実務修習地　高知）、本年1月から山口法律会計事務所の一員となりました中西翔太郎と申します。出身は兵庫県西宮市、大学は大阪大学、大学院は京都大学で、関西に生まれ育ちました。

このたび、所長の山口健一先生をはじめ先輩弁護士の皆様に温かく見守られながら、弁護士としての第一歩を踏み出すことができました。どうぞよろしくお願いいたします。

＊＊＊＊＊

私が弁護士を目指そうと思った原点は、大学生のときに聞いたある刑事弁護士のお話です。その話とは、犯人と間違われて無関係の別人が服役する「えん罪」という最悪の人権侵害が起こったが、これを防ぐには、弁護人が「六法」「ペン」「弁論」で立ち向かい、「無罪」を勝ち取るしかない。どれほど社会から「悪い人」という烙印を押されても、弁護士が最後の味方となって孤独な被疑者・被告人を守るため奔走しなければ、えん罪は再び起こってしまうという内容でした。

当時は東日本大震災の直後で、私は、学生生活の大部分をボランティア活動に費やし、被災地の復興支援に明け暮れていました。「困っている人や弱い立場の方の味方になりたい」と常々思っていたそんなとき、この話を聞いた私は、《弁護士になったら困っている方を本当に救えるのか！》と感動し、一念発起して司法試験を受けることを決意しました。

この初心を忘れず、困難な問題に悩む依頼者の方の盾となり、問題解決までの道のりを共に歩み、最後には、ほっとした顔や笑顔になっていただけるよう、日々の職務を全うしたいと思います。

＊＊＊＊＊

また、一人ひとりがその人らしく生活できる社会を目指して、自分の興味のある少年事件、労働事件などにも関わりたいと思っております。司法修習の一環で、3週間と大変短い期間ではありましたが、国連機関の一つであるＩＬＯ（国際労働機関）駐日事務所でのインターンを経験し、国際的な人権課題に全力で取り組む国連職員の方の姿を見たことから、自分も日々大きく変わる労働法にいち早く対応できる弁護士になりたいと思っています。

＊＊＊＊＊

司法修習という1年間の研修期間を終え、ついに法律家の仲間入りをすることとなり、いっそう身が引きしまる思いです。未熟な私ではありますが、人のために働ける人間になれるよう一生懸命頑張ります。皆様、なにとぞご指導ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

願いごとが一つ叶うなら

セサミストリートに行きたい

弁護士　中西翔太郎

セサミストリートに行ってモンスターたちと遊びたいです。幼いころ、番組内でモンスターと一緒に映る人間を見るたび、「どうやったら行けるんやろ」と羨ましく思っていました。

言わずと知れた英語教育番組ですが、実は、「一人ひとりの個性を認めよう！」というメッセージが込められています。出てくるのは一癖も二癖もあるモンスターばかり。近年、自閉症を持つキャラクターも加わりました。

私たちの社会も、セサミのように愛のある世界であり続けてほしいと思います。

色とりどりの個性豊かなモンスターたちが好きです

願いごとが一つ叶うなら

不老長寿

弁護士 山口健一

気力、体力充実のために、50代の体力を80代まで維持したい。それが私の願いごと。不老長寿というが、もちろん薬などに頼ることなく、自らの努力で達成したい。最近私のまわりには、そんな人がちらほらおられる。私もそうありたい。まだまだ体力は衰えていないと自分では思っているが、現実はきっと違うと自覚はしている。

なんといっても、体力が気力に通じる。まだまだやりたいことだらけ。仕事も、弁護士会活動も。趣味では、下手なゴルフももっとうまくなりたいし、スキーもやりたいし、山にも登りたい。そんな夢を見ている。

私の願い

弁護士 斉藤真行

「一つ叶うなら」というお題は、それこそ夢物語のような空想めいた楽しい話題を求められているようですが、期待に反して「お堅い」夢で申し訳ありません。

「叶えたい願い」は、日本が未来永劫戦争しないことです。身近なところで言えば、子や孫が人を殺したり、人に殺されたりするのは嫌です。日本の兵隊さんが「戦果」をあげても嬉しくないし、花と散ったらきっと気が重くなります。

新年早々、重たい話題で失礼しました。

身長が…

弁護士 山口昌之

私は背が高くなりたいです。

私の身長は男性の平均ぐらいですが、バスケットボールをやっている人のなかでは小さい部類に入ります。バスケットの世界では、5センチでも身長が違えば、同じ実力であれば当然身長が高い方が有利です。まして、10センチ、15センチともなれば……加えて、年齢とともに体力は衰えますが、身長は低くならないので、年々その有利さは広がります。

あと10センチ身長が高ければ、また違った景色が見えたのではないかと、ふと思う今日このごろです。

タケコプター

弁護士 東 尚吾

流れ星をみつけて願いごとを言えたら願いが叶う、と言いますが、流れ星をみつけることはあっても、願いごとを言えたためしがありません（思いつきもしません）。

何も思いつかないというのも寂しい話で、次、流れ星を見つけたときに言えるよう、今回考えましたが、「自分や家族が健康で穏やかに」といったありきたりのことから、「世界が平和に」「持続可能な地球環境に」といったスケールの大きなことなど、頭のなかの収拾がつきません。

さて、時間に急き、移動が億劫になりがちですが、タケコプターがあったら便利だなと思います、冬場や雨の日はつらいですが。

選べません

弁護士　藤原智絵

昔から叶えたいことは山ほどあります。トラを回してバターにする、デロリアンでゴミ燃料を燃やして未来に行く、白土三平漫画に出てくるような「くノ一」になって暗躍する、「ダイハード」のようなアクション映画に出る、WE ARE THE WORLD のPVに参加する…どうやら脳内には、蓄積された夢（妄想）が、選べないまま転がっているようで。

30代後半にさしかかり、「足るを知る」を実践したいところ…でもやっぱり叶えたいのは、自力で空を飛ぶ、ですかね。

なんだかんだ言っても、
地に足つけて歩くしかないな。

どこでもドアがほしい

弁護士　枝川直美

ベタですが、どこでもドアがほしいです。

時間に追われる生活から少し抜け出せるような気がしますし、朝夕の保育園への送迎が一瞬で済めばどんなに楽だろうと思います。

今、ヨーロッパでは、地球温暖化防止のため、CO_2を大量に排出するジェット旅客機での移動を避け、鉄道などの手段で移動する人が増えていると聞きました。先日、国連演説で有名になったグレタさんも、ヨットで米国に行ったと聞きました。

どこでもドアがあれば、地球温暖化防止にも役立つのでは!?

私も、節電や自動車に乗る回数を減らす等、自分にできることからやっていきたいです。

トローリング

税理士　山口裕之

サビキ釣り程度しか経験はないのですが、トローリングでカツオやカジキマグロを釣ってみたいです。

トローリングは、人間と魚の知恵比べのようなもので、ルアーを本物より効果的に見せて魚を食いつかせるゲームフィッシングで、世界各国で楽しめます。また、ルアーは、アクションや色・形状・輝きなど、それぞれに工夫がしてあり、見ているだけで楽しそうです。

いつか船の免許を取って、大物を釣り上げたいと思っています。

ドライブを満喫

事務局　北野佳名子

車の運転が、うまくなりたいです。

学生のときに、車の運転免許証を取得したんですけど、しばらく、運転する機会がなく、ペーパードライバーになってしまい、しばらくたったころ、やっぱり車の運転がしたくなりました。でも、久しぶりの運転が不安だったので、ペーパードライバー講習を受講しました。

今は、お家の近くは運転するんですけど、ドライブを満喫するという時間は、やっぱり、過ごせてないんです。

運転がうまくなったら、海外旅行に行ったときに、国際免許証を取得して、たくさん、ドライブを満喫したいです。

目

事務局　澤田智子

ひとつ願いが叶うなら、わたしは目がよくなりたいです。

高校生のころから、視力が悪くなりはじめ、めがねをかけるようになりました。最近は、平日はコンタクト、休日はめがねをかけて生活しています。めがねは好きですが、コンタクトをずっとつけているのは、しんどいです。特に、わたしは花粉症なので、その時期のコンタクトは、非常に違和感を感じ辛いです。

いつでも裸眼で、どこまでもはっきりと見える世界に戻れたら、嬉しく幸せに思います。

怒

事務局 富田宏史

11月はじめの香港。5月とは雰囲気が一変し、街中の道路や壁、至るところに「香港に自由を」「香港を取り戻そう」などのスプレー書きがあり、週末には大規模なデモが。ホテルに戻る際に乗ったバスは警察の道路封鎖の影響で遠くに迂回を余儀なくされ、テレビニュースでは各地区のデモの様子や催涙弾の煙で辺りが真っ白になっている映像がリアルタイムで配信され続け、肌身をもって香港の現在を感じました。

夕方前、デモに参加する人たちを見送り、夜にデモを終えて家路を急ぐ人たちを間近にみて本当に驚いたのは、高校生や大学生の年頃の若者がほとんどだったこと。彼らが「社会のことを自身で考え選択したい」「自由を取り戻したい」と考え行動している姿に、戦争や構造的暴力のない世界が実現してほしい、と。

香港では警察や機動隊（＝犬で表現）が今どこにいるという情報がリアルタイムで配信されるサイトが存在

祖父との時間

事務局 八重垣有夏里

願いごとが一つ叶うのであれば私の産まれる5日前に亡くなった祖父に会いたいな～と思います。祖父は自分の子どもが男の子二人だったので、健康で産まれてくれたらどちらでもいいけど、できれば女の子がいいなと言っていたそうです。あと5日で出会っていたのかと思うととても残念です。

家族からは食べ物の好みや読書が好きなところが祖父に似ていたと言われます。物知りだった祖父とお酒を飲みながらいろいろな話を聞いてみたかったなと思います。

日本からの脱出

事務局 國武あゆみ

海外へ語学留学をしたいです。

学生のころから自分の人生の中で数年間は海外で過ごしたいという思いがずっとあり、今年は数年ぶりに海外旅行へ行き、現地では英語が全く話せず、苦い思いをしました。そのとき、他言語を話すことができれば現地の人とコミュニケーションが取れてもっと世界が広がり、さらに旅行も楽しくなるのかなと感じました。もしも願いごとが一つ叶うなら、この願いにしたいと思います（とは言うものの現実的に今から語学留学は難しいので、主人の海外赴任をいつの日か、心待ちにしております）。

時間倍増！

事務局 宮嶋暁子

願望はたくさんあって一つに絞りきれないよくばりな私ですが、今、いちばん叶うとうれしいのは1日が48時間くらいになることかもしれません。

もしそうなったら、とりあえず15時間くらいはたっぷり眠って、仕事はきっかり8時間。残る25時間は行きたいお店に行ったり、やりたいのにやれてないことをたくさんやり、会いたい人に会って過ごす。

実際は、万一実現したとしても、めちゃめちゃ疲れそうかも。一日は限りある時間だからこそ、充実して価値があるのかもしれませんね。

1日6食食べて
いいことになるかな!?

伝わる道具がほしい

事務局 岡山幸代

言葉を使わなくても、自分が思っていることや体験したことを人に伝えられる道具がほしいです。

おいしいものを食べたときの味が言葉ではうまく伝えられなかったり、すごくおもしろい出来事を言葉で説明すると全然おもしろくない話になってしまったり…

そんなとき、伝えたいことがシャボン玉みたいにふうーっと吹き出せて、相手に届けばいいのになぁと思います。

夢のような道具に思えるものも、いつかは当たり前のように使う世界になるのかなと思うと楽しみです。

何十年？ 何百年？ 先の未来に期待したいです。

シリーズ なにわの散歩道（その9）

当事務所の北側3筋目、西天満の東西を横切る1kmの通りを「老松通」と言います。

大阪天満宮の表参道にあたる通りで、夏の天神祭には、しめ縄が張られ神輿とともに陸渡御の行列が通ります。昭和初期から現在にかけて骨董や古美術を扱う店や画廊が集まりレトロなビルも残っており、南側に裁判所や法務庁舎もあることから法律事務所も多くあります。

古美術・画廊・骨董屋が軒を並べます

だしの香りただよう、そば・うどんのお店も

老松通をぶらぶら見て歩くのはなんとも楽しく、ちょっと小径に入った画廊の、目の高さにある看板プレートには、いつも雀がたくさんとまっていておしゃべりをしていたり、お昼どきには、古くからお店をしているお蕎麦屋さんから、そば盆やおかもちをもって黒い自転車で出前に出かける姿を見たり、イタリアンやフレンチ、ステーキがメインのレストランもある一方で、隠れたどんつきの路地には知る人ぞ知る本当に小さな定食屋さんがあったりと、目にもお腹にもうれしい、なんとも魅力的な通りです。

（富田宏史）

路地奥の扉1枚分の間口しかない隠れた小料理屋

編集後記

2020年、新年号は楽しんでいただけたでしょうか？

皆様に所員のことを少しでも身近に感じていただき、楽しんでいただければ編集長としてがんばった甲斐があります。

今年は新しいメンバーを迎えます。さらにパワーアップした事務所としてがんばりたいと思います。

最後になりますが、皆様の1年が素敵な1年でありますことをお祈りしております。

今年も山口法律会計事務所をどうぞよろしくお願いいたします。

（八重垣有夏里）

○京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出てなにわ橋（ライオン橋）を北側に徒歩5分

○地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

〒530-0047　大阪市北区西天満1丁目7番20号
JIN・ORIX ビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門　TEL　06－6361－3234
税務部門　TEL　06－6361－3224
法律・税務共通　FAX　06－6361－0096

業務時間のごあんない

月～金曜日　9：00～18：00
弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。

休　日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話がみなさまからのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

仕事始めは1月6日（月）午前9時からです

ホームページ　http://yamaguchi-law.jp
E-mail　office @ yamaguchi-law.jp